

千葉県土地開発公社入札約款

最終改正 令和7年3月1日

(目的)

第1条 千葉県土地開発公社の発注に係る工事又は製造の請負及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称及び入札件名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めな

なければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一者である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合を除き、入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札
- (10) 一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (11) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(保留)

第9条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(2) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第10条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務に係る入札においては、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

3 第1項及び第2項の最低制限価格は、別表において業務の種類ごとに額の欄に定める計算により得た額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内（千葉県の日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）に契約（1件につき契約金額が5億円以上の工事請負契約または、1件の契約金額が1億円以上の委託契約については、理事会の議決があった日とする。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (4) 契約保証金の納付
 - (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

附則

この入札約款は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この入札約款は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この入札約款は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この入札約款は、令和6年5月1日から施行する。

附則

この入札約款は、令和7年3月1日から施行する。

別表（第10条第3項）

業務の種類		額
工事又は製造の請負	工事又は製造の請負	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の92%、 下限は予定価格の75%の範囲内の額 直接工事費の97% 共通仮設費の90% 現場管理費の90% 一般管理費等の68%
	土木関係の建設コンサルタント業務	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の81%、 下限は予定価格の60%の範囲内の額 直接人件費の100% 直接経費の100% その他原価の90% 一般管理費の50%
	建築関係の建設コンサルタント業務	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の81%、 下限は予定価格の60%の範囲内の額 直接人件費の100% 特別経費の100% 技術料等経費の60% 諸経費の60%
	測量業務	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の82%、 下限は予定価格の60%の範囲内の額 直接測量費の100% 測量調査費の100% 諸経費の50%
	地質調査業務	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の85%、 下限は予定価格の3分の2の範囲内の額 直接調査費の100% 間接調査費の90% 解析等調査業務費の80% 諸経費の50%
調査、測量、設計等の委託	補償関係コンサルタント業務	次の割合で算出した額の合計額で、上限は予定価格の81%、 下限は予定価格の60%の範囲内の額 直接人件費の100% 直接経費の100% その他原価の90% 一般管理費の50%

入札書

令和 年 月 日

様

住所
氏名
代理人氏名
印
印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって
工事請負契約書（案）のとおり請負いたします。

¥ 円也

工事箇所

工事名

※ 金額は算用数字で記入する。

入 札 書

令和 年 月 日

様

住	所	
氏	名	印
代理人氏名		印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって
業務委託契約書（案）のとおり請負いたします。

¥ _____ 円也

委託業務箇所

委託業務名

※ 金額は算用数字で記入する。

入 札 書

令和 年 月 日

様

共同企業体の名称	共同企業体
代表者	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
	印
	印
	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
	印
	印
	代理人氏名
	印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって
工事請負契約書（案）のとおり請負いたします。

¥ _____ 円也

工事箇所

工 事 名

※ 金額は算用数字で記入する。

委任状

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名 印

私は都合により（代理人の氏名印）を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工事箇所

工 事 名

委任状

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名 印

私は都合により（代理人の氏名印）を代理人と定め、下記委託業務の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

委託業務箇所

委託業務名

委 任 状

令和 年 月 日

様

共同企業体の名称			共同企業体
代表者	住	所	
	商号又は名称		印
	代表者氏名		印
	住	所	
	商号又は名称		印
	代表者氏名		印

私は都合により（代理人の氏名印）を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工事箇所

工 事 名

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

工事箇所

工 事 名

上記工事の入札に際し、談合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名
印
印

委託業務箇所

委託業務名

上記委託業務の入札に際し、談合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

誓 約 書

令和 年 月 日

様

共同企業体の名称		共同企業体
代表者	住 所	
	商号又は名称	印
	代表者氏名	印
	住 所	
	商号又は名称	印
	代表者氏名	印
代理人氏名		印

工事箇所

工 事 名

上記工事の入札に際し、談合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

入 札 辞 退 届

工事等の名称

上記について { 入札参加資格がある旨の確認
指名 } を受けましたが、

別紙理由により入札参加を辞退します。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

千葉県土地開発公社

理事長 様

- 注意 1 この届けは、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- 3 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず契約担当者に直接持参してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。

入 札 辞 退 理 由

入 札 辞 退 理 由

- 1 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
- 2 この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
- 3 作業員の確保が困難である。
- 4 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
- 5 その他（ ）

- 注意 1 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 辞退理由のうち、該当するものにマルを付けてください。
- 3 辞退理由 1 の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- 4 辞退理由 5 の場合には、簡潔に理由を記入してください。